
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」**
- 信用減損金融資産の治癒

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 11 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、信用減損金融資産の未認識利息の表示に関するアジェンダ決定案について、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における要求事項を適用する際、信用減損金融資産（一般に「ステージ 3 金融資産」と呼ばれている。）がその後において全額回収されたか、又は信用減損に該当しなくなった（当該状態を「治癒した（cured）」と称している。）場合における「未認識利息（unrecognised interest）」の表示方法について、明確化を求める要望書を受け取った。要望書は、具体的には、信用減損金融資産が「治癒した」際、過去に認識していなかった利息を利息収益に含めて表示できるか否かについて質問していた。
3. 要望書の提出者は、下記の 2 つの見解を示していた。
 - (1) 見解 1：「減損損失戻入益（credit impairment gain）」として表示する。
 - (2) 見解 2：「利息収益（interest income）」として表示する方法を容認し、会計方針の選択として取り扱う。

未認識利息について

4. IFRS 第9号付録Aにおける定義において、金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フロー（CF）に不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損しているとされている。
5. IFRS 第9号5.4.1項(b)において、その後に信用減損金融資産となった金融資産にかかわる利息は、金融資産の償却原価（すなわち、予想信用損失（ECL）控除後）に実効金利（EIR）を適用して算定するとされている。なお、IFRS 第9号BC5.74項では、契約上のCFの全額を回収できない可能性がある金融資産について、その総額での帳簿価格（gross carrying amount; GCA）に基づいた利息収益を表示することは、経済的リターンを忠実に表現することにはならないと説明している。これは、信用減損金融資産となった以降も継続してGCAに基づき利息を算定した場合、金融資産の回収不能部分についても利息を発生させることとなり、利息収益の過大計上となるためであるとしている。
6. IFRS 第9号5.4.1項(b)を適用する結果、信用減損金融資産については、そのGCAに基づいて算定される利息と認識される利息収益との間に差額が生じることとなる。要望書の提出者は、当該差額は「認識停止中の利息(interest in suspense)」と称されることがあると述べていたが、IASBスタッフは「未認識利息(unrecognised interest)」と称し分析するとしていた。

要望書に記載されている例示

7. 要望書に記載されていた例示は、下記のとおりである。

(前提条件)

- (1) 金融資産の償却原価は 100 であり、契約上、5 年間にわたり、毎年 26.4 の均等額返済が発生する。
- (2) 実効金利 (EIR) は、10% である。
- (3) 当該金融資産は、×1 年度期末時点にステージ 2 に区分されており、×2 年度期首時点にステージ 3 へ移管される。
- (4) ×2 年度及び×3 年度においては、返済は全く行われない。
- (5) ステージ 2 及びステージ 3 に区分されている際の認識された減損損失は、66 と見積られている。
- (6) ×4 年度の期首時点において、債務者は、契約上の債務金額の全額 101.20 を返済する。

要望書の提出者は、下記表中の項目③の累計額 13 の表示方法について質問していた。

(※金額は、四捨五入後の数値)

(財政状態計算書)

		×1年度	×2年度	×3年度	×4年度
①	総額の帳簿価格 (GCA)	① 84	92	101	-
②	控除 (内訳)	③+④ (66)	(72)	(79)	-
③	認識停止中の利息 (interest in suspnese)	-	(6)	(13)	-
④	割引額の割戻しによる影響を排除した、ECL	(66)	(66)	(66)	-
⑤	簿価純額	①-② 18	20	22	-

(純損益計算書)

		×1年度	×2年度	×3年度	×4年度	
					見解1	見解2
利息収益		10	2	2	-	13
	認識ベース	総額	純額	純額	-	-
減損利得 (減損損失)		(66)	-	-	79	66

III. 2018 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフの分析

8. IASB スタッフは、下記を理由として、本件に関するアウトリーチを実施しないことを決定したと説明している。
 - (1) これまでの非公式なリサーチ及び要望書の提出者から提供された情報により、要望書に記載された事例が広範に及んでいることを認識していること。
 - (2) 本論点は、IFRS 第 9 号の適用に関連するものであり、今年が IFRS 第 9 号の適用初年度であることから、緊急性が高い事案として、2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で審議することが適切であると考えたこと。
9. IASB スタッフは、IFRS 第 9 号付録 A では、金融資産の GCA を、「損失評価引当金を調整する前の金融資産の償却原価」と定義しており、また同付録 A における償却原価の定義を考慮すると、GCA は、実質的には、当初認識額から元本の返済を控除し、当該当初認識額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加算して測定される金額であると分析していた。したがって、GCA は、各報告期間において、割引額の割戻しにより変動し、当該割戻し額は、信用減損していない金融資産にかかわる利息収益の金額（IFRS 第 9 号第 5.4.1 項に従い、GCA に EIR を適用して算定される）と一致すると分析していた。
10. また、IASB スタッフは、同付録 A では、信用損失を、「契約に従って企業に支払われるすべての契約上の CF と、企業が受け取ると見込んでいるすべての CF との差額（すなわち、すべての CF 不足額）を当初の実効金利で割り引いたもの」と定義していることから、ECL の残高は、各報告期間において割引額の割戻しにより変動し、当該変動額は、ECL に対する調整であるため、IFRS 第 9 号第 5.5.8 項及び B5.5.33 項に従い減損損失又は減損損失戻入益として純損益に認識されなければならないと分析していた。一方で、信用減損した金融資産にかかわる利息収益は、IFRS 第 9 号第 5.4.1 項(b)に従い、償却原価に EIR を適用して算定されるため、GCA の割引額の割戻し額と差額が生じるが（未認識利息）、前述した IFRS 第 9 号における参照規定と整合的であるためには、当該差額を信用減損項目として純損益に認識することにより、ECL の割引額の割戻しとして純損益に計上された金額と相殺することが必要であると分析していた。
11. その結果、未認識利息は、金融資産が信用減損している期間中においては、ECL として認識され、当該金融資産が「治癒した」際は、累積した ECL を取崩し減損損失戻入益として純損益に認識されると IASB スタッフは分析していた。
12. これらの分析に基づき、IASB スタッフは、IFRS 第 9 号の要求事項は、要望書に記載さ

れた事例において、信用減損金融資産が治癒した後、企業が未認識利息（ECL にかかわる割引額の割戻し）を認識し表示するための十分な基礎を提供していると結論付け、基準設定アジェンダとして取り上げず、その代わりに、要望書に記載された事例において IFRS 第 9 号の要求事項を企業がどのように適用するのかについて説明するアジェンダ決定案を公表することを提案していた。

IFRS-IC 会議での議論の結果

13. 本論点については、IASB スタッフの分析及び見解に賛同する意見が聞かれ、反対する意見は聞かれなかった。また、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言については、下記の意見が聞かれた。
 - (1) 信用減損金融資産となった金融資産にかかわる利息は、償却原価に EIR を適用して算定すると規定されており、「未認識利息」という表現は混乱を生じさせる可能性があるため、アジェンダ決定案上使用すべきではない。
 - (2) 提案されているアジェンダ決定案上、一連の会計仕訳についての解説的な説明が記載されているが、論点を明確にするため、判断の根拠のみを簡潔に記載した方がよい。
14. 議論の結果、本論点については、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言を一部修正した上で、既存の IFRS 基準における要求事項は、要望書に記載された事例において、信用減損金融資産が治癒した後、企業が未認識利息（ECL にかかわる割引額の割戻し）を認識し表示するための十分な基礎を提供していることから、基準設定アジェンダとして取り上げないこととする旨のアジェンダ決定案が公表されている（なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

今後の予定

15. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2019 年 2 月 6 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

別紙 1 2018 年 11 月の IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

信用減損金融資産の治癒（IFRS 第 9 号「金融商品」）-AP7

委員会は、信用減損金融資産がその後に治癒した（すなわち、全額が返済されたか又は信用減損に該当しなくなった）場合に純損益計算書に認識される金額を、企業がどのように表示するのかに関する要望を受けた。

金融資産が信用減損となった場合に、IFRS第9号の5.4.1項(b)は、当該金融資産の償却原価に実効金利を乗じることによって金利収益を計算することを企業に要求している。これは、(a) 信用減損金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を乗じて計算される金利と、(b) 当該資産について認識される金利収益との間に差額を生じさせる。要望書は、金融商品の治癒後に、企業はこの差額を金利収益として表示できるのか、それとも、減損損失の戻入れとして表示することを要求されるのかを質問していた。

IFRS第9号の付録Aは、信用損失を「契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ不足）を、当初の実効金利で割り引いたもの」と定義している。付録Aは、総額での帳簿価額についても「損失評価引当金を調整する前の金融資産の帳簿価額」と定義している。委員会は、IFRS第9号の付録Aにおける定義に基づく、総額での帳簿価額、償却原価及び損失評価引当金は割引後の金額であり、これらの金額の報告期間中の変動には割引の巻戻しの影響が含まれることに留意した。

IFRS第9号の5.5.8項は、「報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を、減損利得又は減損損失として、純損益に認識」することを企業に要求している。

委員会は、IFRS第9号の5.5.8項を適用して、企業は、損失評価引当金をIFRS第9号に従って認識することが要求される金額とするために要求される修正（当該資産が全額返済される場合にはゼロ）を、予想信用損失の戻入れとして純損益に認識すると考えた。この修正の金額には、金融資産が信用減損となった期間中の損失評価引当金に係る割引の巻戻しの影響が含まれる。これは、減損損失の戻入れが、資産の存続期間にわたり純損益に認識された減損損失を上回る可能性があることを意味する。したがって、委員会は、純損益計算書において、企業は、要望書に記載された差額を、信用減損金融資産の治癒後に信用損失の戻入れとして表示することを要求されると結論を下した。

委員会は、既存のIFRS基準における要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、信用減損金融資産の治癒後に予想信用損失の戻入れを企業が認識し表示するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を

基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

以 上

別紙 2 関連する IFRS 基準の規定

IFRS 第9号「金融商品」

- 5.4.1 金利収益は、実効金利法を用いて算定しなければならない（付録 A 及び B5.4.1項から B5.4.7項参照）。これは、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定しなければならない。ただし、次のものは除く。
- (a) (略)
- (b) 購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産。そうした金融資産については、企業はその後の報告期間において金融資産の償却原価に実効金利を適用しなければならない。
- 5.4.2 ある報告期間において、5.4.1項(b)に従って金融資産の償却原価に実効金利法を適用して金利収益を算定する企業は、その後の各報告期間において、当該金融商品についての信用リスクが改善して当該金融資産が信用減損金融資産ではなくなり、かつ、その改善が5.4.1項(b)の要求事項が適用された後に発生した事象（借手の信用格付けの改善など）に客観的に関連付けることができる場合には、総額での帳簿価額に実効金利を適用して金利収益を算定しなければならない。
- 5.5.8 企業は、報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を、減損利得又は減損損失として、純損益に認識しなければならない。
- 5.5.14 各報告日において、企業は全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は減損損失として純損益に認識しなければならない。企業は、全期間の予想信用損失が、当初認識時の見積キャッシュ・フローに含まれていた予想信用損失の金額よりも少ない場合であっても、全期間の予想信用損失の有利な変動を減損利得として認識しなければならない。
- B5.5.33 報告日現在で信用減損しているが購入又は組成した信用減損金融資産ではない金融資産については、企業は、予想信用損失を、当該資産の総額での帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定しなければならない。調整があれば、減損利得又は減損損失として純損益に認識される。

(付録 A 用語の定義)**信用減損金融資産 (credit-impaired financial asset)**

金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損している。金融資産が信用減損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれる。

- (a) 発行者又は債務者の重大な財政的困難
- (b) 契約違反（債務不履行又は期日経過事象など）
- (c) 借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- (d) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- (e) 当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと
- (f) 金融資産を発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントで購入又は組成したこと
- (g) 単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により金融資産の信用減損が生じている場合がある。

金融資産又は金融負債の償却原価 (amortised cost of a financial asset or financial liability)

金融資産又は金融負債が当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、金融資産の場合には損失評価引当金を調整した金額

金融資産の総額での帳簿価額 (gross carrying amount of a financial asset)

損失評価引当金を調整する前の金融資産の償却原価

信用損失 (credit loss)

契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足）を、当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）で割り引いたもの。

(略)

(結論の根拠)

BC5.74 このため、IASB は2013年減損公開草案において、補足文書「金融商品：減損」（「補足文書」）での提案と整合的に、企業が、金融資産の総額での帳簿価額に対する金利収益の算定を、予想信用損失について調整しない実効金利を用いて行うことを提案した。しかし、IASB は、金融資産の中には、契約上の利回りを反映した総額での帳簿価額に基づく金利収益の表示がもはや経済的リターンを忠実に表現しなくなるほどに、信用リスクが増大しているものがあることに留意した。したがって、2013年減損公開草案では、金融資産が報告日現在で信用減損している場合には、企業は金利収益の算定の基礎を、金融資産の総額での帳簿価額から翌報告期間の期首現在の償却原価（すなわち、損失評価引当金を控除後の金額）に変更すべきだと提案した。

以上